

健発第0122004号  
平成16年1月22日

各都道府県知事・政令市長・特別区長 殿

厚生労働省健康局長

### 飲用井戸等衛生対策要領の改正について

飲用井戸等の衛生確保については、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」(昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知。以下「飲用井戸等通知」という。)に基づき、飲用井戸等衛生対策要領(以下「要領」という。)の円滑な実施につき格段の配慮をお願いしてきたところである。

しかしながら、最近においても、多種類にわたる有害物質等による地下水の汚染や水道法等の規制対象とならない水道の不適切な管理の事例がみられるところである。

また、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係の法律の整備に関する法律(平成15年法律第102号)が平成16年3月31日より施行されることに伴い、水道法(昭和32年法律第177号)が一部改正されることや、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)及び水道法施行規則の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第142号)が平成16年4月1日から施行されることなどを踏まえ、今般、要領を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、飲用井戸等の衛生対策の指針として活用されたい。

なお、平成16年3月30日までの間は、改正後の要領の4-2)-ウ及びエ中「厚生労働大臣の登録を受けた者」とあるのは、「厚生労働大臣が指定する者」と、平成16年3月31日までの間は、改正後の要領の4-2)-ア-)中「(平成15年厚生労働省令第101号)」とあるのは、「(平成4年厚生省令第69号)」と、「大腸菌」とあるのは、「大腸菌群」と、平成17年3月31日までの間は、改正後の要領の4-2)-ア-)中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは、「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。

## 飲用井戸等衛生対策要領新旧

新	旧
<p style="text-align: center;">飲用井戸等衛生対策要領</p> <p>1. 目的 この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることにかんがみ、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法等で規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 実施主体 この要領に基づく対策は、都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)が管下市町村の協力を得て実施するものとする。ただし、都道府県において管下市町村と協議し、調整された場合にあつては、当該市町村において都道府県と連携を図りつつ実施して差し支えない。なお、担当部局を明確にする必要があり、本対策の趣旨にかんがみ、衛生担当部局が担当することが適当である。</p> <p>3. 対象施設 この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであつて、水道法(対象；水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(対象；特定建築物)等の適用を受けないもの(以下「飲用井戸等」という。)</p>	<p style="text-align: center;">飲用井戸等衛生対策要領</p> <p>1. 目的 この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることにかんがみ、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法等で規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 実施主体 この要領に基づく対策は、都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)が管下市町村の協力を得て実施するものとする。ただし、都道府県において管下市町村と協議し、調整された場合にあつては、当該市町村において都道府県と連携を図りつつ実施して差し支えない。なお、担当部局を明確にする必要があり、本対策の趣旨にかんがみ、衛生担当部局が担当することが適当である。</p> <p>3. 対象施設 この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであつて、水道法(対象；水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(対象；特定建築物)等の適用を受けないもの(以下「飲用井戸等」という。)</p>

する。

- 1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。)
- 2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。)
- 3) 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽を有する施設(以下「小規模受水槽水道」という。)

#### 4. 衛生確保対策

##### 1) 実態の把握等

都道府県等は、管下における飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況を関係部局と連携し、把握するよう努めるものとする。

都道府県等は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

都道府県等は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者(以下「設置者等」という。)の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

##### 2) 飲用井戸等の管理、水質検査等

都道府県等は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導するものとする。また、都道府県等は、設置者等が後記 - ア - )に掲げる水質検査を行う際の検査実施項目の判断に資するた

する。

- 1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。)
- 2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。)
- 3) 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽を有する施設(以下「小規模受水槽水道」という。)

#### 4. 衛生確保対策

##### 1) 実態の把握等

都道府県等は、管下における飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況を関係部局と連携し、把握するよう努めるものとする。

都道府県等は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、使用者に対する啓蒙のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

都道府県等は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者(以下「設置者等」という。)の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

##### 2) 飲用井戸等の管理、水質検査等

都道府県等は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導するものとする。

め、地域の飲用井戸及びその他地下水の水質検査結果等から、定期的に検査を行うことが望ましい項目を定めて周知する等、必要な措置を講ずること。

飲用井戸等の管理

ア．設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。

イ．設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等)並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。また、小規模受水槽水道にあつては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。

ウ．設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たつては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前に水道法に準じた水質検査を実施し、これに適合していることを確認すること。

飲用井戸等の検査

ア．設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の検査を受けること。

）一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他

飲用井戸等の管理

ア．設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。

イ．設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等)並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。また、小規模受水槽水道にあつては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。

ウ．設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たつては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前に水道法に準じた水質検査を実施し、これに適合していることを確認すること。

飲用井戸等の検査

ア．設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の検査を受けること。

）一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の検査とは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌群、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び一、一、一トリクロロエタン等に代表される有機溶剤のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する

水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。

) 小規模受水槽水道における定期の水質検査とは、給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質検査をいう。

) 臨時の検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたととき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。

イ．定期の水質検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道にあつては1年以内ごとに1回行うものとするが、これ以外のものにあつても1年以内ごとに1回行うことが望ましい。

ウ．設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たつては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

エ．設置者等が小規模受水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たつては、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

汚染が判明した場合の措置

ア．設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所等へ連絡し指示を受けること。

る水質検査をいう。

) 小規模受水槽水道における定期の検査とは、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査をいう。

) 臨時の検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたととき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。

イ．定期の検査は、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道にあつては1年以内ごとに1回行うものとするが、一般飲用井戸にあつても1年以内ごとに1回行うことが望ましい。

ウ．設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たつては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者に対して行うものとする。

エ．設置者等が小規模受水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たつては、水道法第三四条の二第二項に規定する地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者に対して行うものとする。

汚染が判明した場合の措置

ア．設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所等へ連絡し指示を受けること。

イ．設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、保健所等へ連絡し指示を受けること。

イ．設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、保健所等へ連絡し指示を受けること。

3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

都道府県等は、前記2) - ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、環境行政部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市町村にあつては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。

3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

都道府県等は、前記2) - ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一、一、一-トリクロロエタン等に代表される有機溶剤による汚染が判明した場合には、環境行政部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該有機溶剤の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市町村にあつては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。

## 飲用井戸等衛生対策要領

### 1. 目的

この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることにかんがみ、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法等で規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

### 2. 実施主体

この要領に基づく対策は、都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)が管下市町村の協力を得て実施するものとする。ただし、都道府県において管下市町村と協議し、調整された場合にあつては、当該市町村において都道府県と連携を図りつつ実施して差し支えない。なお、担当部局を明確にする必要があり、本対策の趣旨にかんがみ、衛生担当部局が担当することが適当である。

### 3. 対象施設

この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであつて、水道法(対象；水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(対象；特定建築物)等の適用を受けないもの(以下「飲用井戸等」という。)とする。

- 1) 個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。)
- 2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。)
- 3) 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽を有する施設(以下「小規模受水槽水道」という。)

### 4. 衛生確保対策

#### 1) 実態の把握等

都道府県等は、管下における飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況を関係部局と連携し、把握するよう努めるものとする。

都道府県等は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

都道府県等は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者(以下「設置者等」という。)の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

## 2) 飲用井戸等の管理、水質検査等

都道府県等は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、飲用井戸等の設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導するものとする。また、都道府県等は、設置者等が後記（ア）に掲げる水質検査を行う際の検査実施項目の判断に資するため、地域の飲用井戸及びその他地下水の水質検査結果等から、定期的に検査を行うことが望ましい項目を定めて周知する等、必要な措置を講ずること。

### 飲用井戸等の管理

- ア．設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。
- イ．設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等)並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。また、小規模受水槽水道にあつては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。
- ウ．設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前に水道法に準じた水質検査を実施し、これに適合していることを確認すること。

### 飲用井戸等の検査

- ア．設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の水質検査を行うこと。
  - ）一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。
  - ）小規模受水槽水道における定期の水質検査とは、給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質検査をいう。
  - ）臨時の水質検査とは、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたととき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。
- イ．定期の水質検査は、一般飲用井戸(設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。)、業務用飲用井戸及び小規模受水槽水道にあつては1年以内ごとに1回行うものとするが、これ以外のものにあつても1年以内ごとに1回行うことが望ましい。
- ウ．設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。
- エ．設置者等が小規模受水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣

の登録を受けた者に対して行うものとする。

汚染が判明した場合の措置

ア．設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所等へ連絡し指示を受けること。

イ．設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、保健所等へ連絡し指示を受けること。

### 3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

都道府県等は、前記2) - ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、環境行政部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市町村にあつては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。